

前橋市指定障害福祉サービス事業等運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の事業（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第49号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）、前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第50号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）及び前橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成21年市規則第38号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(指定障害福祉サービス等の指定申請)

第2条 指定障害福祉サービス等の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受けるものとする。

2 共同生活援助事業の指定を受けようとする者は、前項に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 入居予定状況（別記様式第1号）

(2) 共同生活住居の用に供する建物の所有権を証する書類又は賃貸借契約書（写）

(3) 入居予定者が負担する家賃の積算が明らかになる書類

3 指定障害福祉サービス等の指定を受ける建築物は、検査済証の交付を受けている建築物でなければならない。

(共同生活援助事業の変更届出等)

第3条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居等の入居定員又は住居の数を変更するときは、前月10日までに、規則第20条の13第1項に規定する変更届出書等により届け出なければならない。

(居宅介護等事業所の職員状況の報告)

第4条 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者は、毎年5月1日現在の事業所の職員状況について、「居宅介護等事業所職員状況報告書」（別記様式第2号）により、6月1日までに報告するものとする。

(日中活動系事業所の現員状況の報告)

第5条 指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A型、B型）事業者は、毎年2月、5月及び10月の各1日現在の事業所の利用状況について、「日中活動系事業所現員状況報告書」（別記様式第3号）により、当該月の15日までに報告するものとする。

2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事に報告するものとする。

(共同生活援助事業所の現員状況の報告)

第6条 指定共同生活援助事業者は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、「共同生活援助（グループホーム）現員状況報告書」（別記様式第4号）により毎月10日までに報告するものとする。

2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事に報告するものとする。

(施設外就労の届出等)

第7条 施設外就労を行おうとする指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A型、B型）事業者は、「施設外就労届出書」（別記様式第5号）により事前に届け出るものとする。

2 施設外就労を行った指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A型、B型）事業者は、実施状況を市長及び支給決定をした市町村長に「施設外就労実施報告書」（別記様式第6号）により、翌月10日までに報告するものとする。

(事故の報告)

第8条 指定障害福祉サービス基準条例第41条（第44条、44条の4、49条、第78条、第95条、95条の5、第110条、110条の4、第123条、第149条、149条の4、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20、第201条、201条の11、201条の22及び第210条において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第59条に規定する利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 事故により利用者が死亡した場合

(2) 事故による怪我等により利用者が医療機関に受診し、治療を要する場合

(3) 事故により損害賠償が生じる場合

2 前項の連絡は事故処理が済み次第、「利用者事故等報告書」（別記様式第7号）により行うものとする。ただし、緊急性の高い事故については、事故発生後速やかに電話等にて連絡を行うものとする。

(契約内容の報告)

第9条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設は、指定障害福祉サービス基準条例第11条、(第44条、44条の4、49条、第54条、第95条、95条の5、第104条、第110条の4、第123条、第149条、149条の4、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20、第198条の3、第201条の11、第201条の22及び第210条において準用する場合を含む。)並びに指定障害者支援施設基準条例第12条に規定する指定障害福祉サービス等の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」(別記様式第8号)により、延滞なく報告するものとする。

(災害被害の報告)

第10条 指定療養介護事業者、指定短期入所事業者、指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設は、厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日通知、平成31年3月11日改正)に基づき、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告するものとする。

(1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告(速報)」(別記様式第9号)により、速やかに報告するものとする。

(2) 前号の報告後、「災害被害報告(詳細)」(別記様式第10号)により、速やかに詳細な被害状況を報告するものとする。

(3) 市長は、前各号の報告を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

2 前項に規定する事業者以外の指定障害福祉サービス事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、前項第1号及び第2号のとおり報告するものとする。

(日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営に関する報告等)

第11条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、年に1回以上、前橋市自立支援協議会設置要綱(平成25年4月1日施行)第1条に規定する前橋市自立支援協議会(以下「協議会」という。)に対し、当該事業の実施状況等を説明及び報告し、当該協議会による評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴かなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告等を行う協議会開催日の前月1日までに、実施状況等報告書(別記様式第11号)により、協議会へ提出しなければならない。

3 協議会は、前項の報告を受け、実施状況等報告に対する評価書(別記様式第12号)により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対し評価、必要な要望、助言等(以下、「評価等」という。)を行うものとする。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該評価等を尊重し、当該事業の質の向上に努めなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前三項の報告及び評価等の記録を整備し、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(他法令の遵守)

第12条 指定障害福祉サービス等事業者は、事業を実施するにあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) その他事業を行うにあたり関係する法令

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前橋市障害福祉サービス事業等運営要領及び前橋市共同生活援助事業運営要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和2年1月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和4年4月1日から施行する。